

第2回懇話会での委員意見および計画素案への反映

番号	委員意見	計画素案への反映 (ページは素案記載ページ)
1	計画の目的などに、「障害の有無にかかわらず、生涯にわたり読書に触れること、読書の楽しさ、読書からの学びを味わうなどを経験し、生活を豊かにしていく」といった視点が必要。	第3章 目指す姿 →「障害の有無にかかわらず生涯にわたって読書の喜びを享受できる滋賀」に修正。
2	当事者の視点を基本方針に盛り込んでほしい。基本方針Ⅱ「つなげる」は「利用できる」「利用しやすい」がいいのでは。	第3章 基本方針 →基本方針すべてを貫く基盤として「ネットワークを活かしてつながる」を追記。
3	基本方針Ⅱ「つなげる」は「つながる」でもよいかもしれない。	そのうえで、基本方針Ⅱ「つなげる」を「とどける」に修正。
4	計画に出てくる言葉が難しい。また初めて見る言葉も多い。	素案において、初めて読む人にもわかりやすい表記となるように修正。
5	新刊書の電子データ(テキストデータ)提供があれば、(視覚障害者等が)新しい本に出会えて、読書への関心が広がっていくと思う。	重点施策1「書籍等の収集・製作」に次のように記載。 →p.10:取組例「書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望するとともに、県内出版社等へは「読書バリアフリー法」について周知し、書籍のテキストデータの提供について働きかけます。」
6	県内出版社等から出版物のテキストデータを提供していただけると、アクセシブルな書籍等の製作効率上がる。	
7	わかりやすいサインや本の並べ方など、障害の特性を考慮した図書館の利用環境の整備が必要。	重点施策5「図書館等の円滑な利用のための支援の充実」に次のように記載。 →p.12:取組例「県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館等は、視覚障害者等が利用しやすいように、各館の利用者の状況等に応じ、わかりやすい書籍等の配置や館内表示など、環境の整備を進めます。」 重点施策7「視覚障害者等の読書に関わる人材の育成」 →p.13:取組例「司書や司書教諭・学校司書等を対象に、様々な障害の特性への理解を深めるための研修や、障害の特性に応じた対応について学ぶ研修等を実施し、資質の向上を図ります。」
8	図書館において、司書等が当事者や支援者に障害に応じた本(アクセシブルな書籍等に限らず)を案内してほしい。	
9	まずは障害のある方が図書館や読書に「つながる」という部分から、もう少し丁寧に取り組むことが必要。	
10	楽しく遊びに行くのと同じような感覚で視覚障害者等が図書館を利用して、その中でそれぞれ楽しみを見つけてというのが良いのではないかと思う。	重点施策5「図書館等の円滑な利用のための支援の充実」に次のように記載。 →p.12:取組例「視覚障害者等やその支援者と関係者が、読書を楽しめる方策について定期的に意見交換ができる場を設け、新たなネットワークを形成します。」
11	障害者の図書館の利用促進や、読書を楽しめる方策などについて意見交換ができるよう、図書館等関係者と当事者・支援者を結びつける場の設定が必要。	
12	アクセシブルな書籍等や図書館の障害者サービスについて、当事者や支援者にも知られていない。	重点施策8「県民への周知」に次のように記載。 →p.14:取組例「視覚障害者等がライフステージや障害の特性に応じた読書ができるように、様々な形態の書籍等や読書の手段、公立図書館および県立視覚障害者センターが提供しているサービスについて、視覚障害者等およびその支援者に周知を図るため、相談窓口や福祉施設、医療機関等を通じた情報発信に努め、利用を促進します。」
13	県民だけでなく支援者への周知も大事。	
14	計画策定後にチェック機能が必要。	第4章 施策の展開に指標を設定